

監 事 の 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 26 日

学校法人 樟蔭学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 樟蔭学園

監 事 田中 保和 ㊟

監 事 植田 麻衣子 ㊟

私たち監事は、旧私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人樟蔭学園寄附行為第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間）における法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、理事会その他重要な会議に出席したほか決裁文書等の重要書類を閲覧し、必要に応じてその内容について理事者及び各部門の責任者等に対して聴取を行い、業務の決定及びその執行状況について監査を行うとともに、公認会計士と連携し計算書類について検討するなど、必要と認める監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人樟蔭学園の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上